

別添

「令和8年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見募集結果について

- 1 意見募集期間 令和8年2月19日（木）から令和8年3月20日（金）まで30日間
- 2 募集方法 (1) 茨城県のホームページにて掲載  
(2) 行政情報センター、生活衛生課、各県民センター、県立図書館、各保健所において紙による閲覧
- 3 寄せられた意見数 (1) 意見提出者数 1団体  
(2) 意見数 6件

No.	意見の対象	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	1 趣旨について	HACCP に沿った衛生管理の原則義務化後、県は認証制度や研修など多面的支援を進め、事業者から家庭まで理念が浸透しつつある。今後も PDCA を重視した安全確保が期待される。他方、中小企業は人手不足やコスト増で厳しい状況にあり、監視・指導と併せた支援的取組の強化を求める。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ HACCP の定着には施設規模により差があることを認識しております。</li><li>・ 特に、中小事業者を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、育成する視点を持った分かりやすい助言、指導に加え、事業者が取り組みやすい支援施策の充実を検討してまいります。</li></ul>
2	4-1 (1) 計画的に実施する収去検査	2026年4月施行のカシューナッツ表示義務化に向け、早期から事業者への情報提供や相談対応、表示点検を求める。また、ピスタチオの特定原材料相当への追加も見据え、適切な周知と支援の実施を要望する。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ カシューナッツの表示義務化に係る経過措置期間は2年間であることを踏まえ、事業者が計画的に移行できるよう、適切に周知、相談、表示点検等の支援を継続してまいります。</li><li>・ ピスタチオの特定原材料相当への追加見込みに</li></ul>

			ついても国の動向を注視し、速やかに情報提供を行ってまいります。
3	7（3）食品衛生に関するリスクコミュニケーション	消費者が自ら判断できる環境整備のため、専門知識がなくても理解しやすい情報提供を求める。多様な媒体で発信している点を評価しつつ、膨大な情報から必要な食の安全情報を探しやすい形やショート動画など、より効果的な伝達方法を検討するよう要望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県としても、消費者が正しい知識を持ち、自ら判断・行動できる環境づくりは重要と認識しております。</li> <li>・ご意見を踏まえ、県ホームページや SNS における情報提供の工夫を進め、専門的な知識がなくても理解しやすい内容や、動画形式による情報発信のあり方について検討してまいります。</li> </ul>
4	7（4）県民への食品衛生に関する情報の提供	県内でジビエ流通が増える中、県民の衛生管理や安全性への理解は十分ではない。処理・流通・検査の強化と、県民へのわかりやすい情報提供を進め、安全な利用環境の整備を求める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全なジビエ肉の流通のため、処理施設への衛生指導とあわせ、関係機関との連携に引き続き取り組んでまいります。</li> <li>・県民に対しては、安全にジビエ肉を消費していただくため、十分に加熱して喫食することなど、分かりやすい情報提供に努めてまいります。</li> </ul>
5	12（2）食品等事業者自ら実施する衛生管理を担う者の養成及び資質の向上	生産現場で外国人労働者が増加し、文化や衛生観念の違いが食品安全に影響する可能性がある。これをリスク要因と位置付け、事業者向け研修や講演のテーマとして取り上げ、適切な指導を行うことを要望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、事業者向け研修や講習会のテーマとして、多文化環境における衛生管理の留意点等を取り上げることについて検討してまいります。</li> </ul>
6	その他	県内の地下水で基準超の有機フッ素化合物が検出され、飲用停止や調査が進められてきたが、井戸水利用や工場跡地などは引き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水での検出状況や健康への影響について所管部署との情報共有と連携に努めるとともに、事業者の衛生管理における使用水管理の重要性等に</li> </ul>

		<p>続き注意が必要。農産物や健康への影響を含め、県民にわかりやすく継続的な情報提供と対策の充実を求める。</p>	<p>ついて、周知を図ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・また、新たに PFAS に関する国や所管部署の方針が示された場合には、当計画の運用に適切に反映し、必要な範囲で事業者指導及び連携の強化を図ってまいります。</li></ul>
--	--	---	--